

# マージン率等の公開資料



労働者派遣法第23条5項目に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和4年度（令和4年3月～令和5年2月）)

## 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

| 派遣労働者数 | 派遣先事業所数 | ①労働者派遣の料金<br>(1日8時間当たりの平均) | ②派遣労働者の賃金<br>(1日8時間当たりの平均) | マージン率<br>(①-②) ÷ ① |
|--------|---------|----------------------------|----------------------------|--------------------|
| 15     | 5       | 33,072                     | 18,282                     | 44.7%              |

### ・マージン率とは

派遣先より株式会社フラットに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

### ・マージンに含まれる費用

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 社会保険料  | 健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分     |  |
| 有給休暇   | 年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）               |  |
| 会社運営経費 | 健康診断   | 一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用                       |
|        | 募集   | 派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）、登録会場費     |
|        | 就業管理   | 派遣労働者の就業に関する費用<br>(登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等) |
|        | 営業   | 営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等           |
| 営業利益   | 労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益 |  |

## 2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・システム構築研修

## 3. その他参考と認められる事項

関東IT健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。

※社会保険加入者のみ

## 4. 本件に関する問い合わせ連絡先

株式会社 フラット 管理部 03-6431-9896